

新型コロナウイルスに罹患した場合の対応について

令和5年5月1日

令和5年4月14日付 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」に基づき、新型コロナウイルスに罹患した本学の学生及び教職員の対応を、下記のとおりとします。

記

1 感染した場合の対応

(1) 登学自粛期間

<学生・教職員>

現在（～5/7）：感染者は、治癒するまで（発症の翌日から7日間）
濃厚接触者は、感染者の感染可能期間内に感染者と接触した最終日の翌日から5日間

変更後（5/8～）：感染者は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(2) 公欠の取扱い

<学生>

現在（～5/7）：新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者

変更後（5/8～）：新型コロナウイルスの感染者

(3) 感染した場合の連絡先

<学生>

現在（～5/7）：学生相談担当教員および就職・生活支援課へ連絡

変更後（5/8～）：保健・学生相談センター 保健管理室へ連絡

【保健管理室 連絡先】

TEL：0776-68-8290（直通） Eメール：hoken@fpu.ac.jp

【連絡すべき内容】

①学籍番号、氏名

②発症内容（発熱、喉の痛み、倦怠感など）と発症日時

記載例 令和4年10月13日 12時頃

喉の痛みと倦怠感（症状がない場合は無症状）

③ワクチン接種の有無（有りの場合、接種回数も記載）

④濃厚接触者（課外活動も含む）

<教職員>

現在（～5/7）：各部局長および経営企画部へ連絡

変更後（5/8～）：教員は各部局長および総務広報課へ連絡

職員は所属課室長および総務広報課へ連絡

【総務広報課 連絡先】

TEL：0776-61-6000（直通） Eメール：fpu-corona@fpu.ac.jp

2 基本的な感染対策について

新型コロナウイルス感染防止に効果的な体調管理の徹底や手指衛生などの基本的な感染対策は、引き続き、励行してください。

(1) 体調管理の徹底

- ・体調がすぐれない場合は、早期に医療機関を受診してください。

(2) 手洗い等の手指衛生

- ・帰宅時などには、手洗いを徹底してください。
- ・各建物での手指用消毒液および検温カメラは、当面の間、設置を継続します。

(3) その場に応じたマスク着用と咳エチケット

- ・マスク着用は個人の判断としますが、くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかも知れませんので、咳エチケットを心がけてください。
- ・医療機関や施設などでマスク着用を求められた場合などは、マスクを着用するよう心がけてください。

(4) 換気

- ・教室等では定期的な換気を実施してください。

3 その他

福井県が感染拡大の注意報や警報を発令した場合や、オミクロン株とは異なる変異株が出現するなどによって政府が新たな対策を打ち出した場合等には、対策を強化する可能性があります。